石川県短期移住体験事業（加賀エリア）運営業務委託
プロポーザル実施要領

１　概要

県外から加賀地域（かほく市以南）への移住を希望する方を対象に、地域の住まいと仕事を短期的に提供することで、本県での暮らしぶりを体験させ、地域への移住・定住を促進する。

２　委託事業の概要

（１）業務名：　石川県短期移住体験事業（加賀エリア）運営業務

（２）業務内容：「石川県短期移住体験事業（加賀エリア）運営業務委託」
仕様書のとおり

（３）委託期間：委託契約締結日から令和９年３月３１日まで

（４）委託費用：２，０００千円以内（消費税及び地方消費税を含む）
※なお、委託期間終了時における事業実績に応じて、委託金額を確定するものとする。
詳細は仕様書のとおり。

３　本プロポーザルへの参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

（１）本プロポーザルに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

（２）石川県から競争入札の指名停止又は見積もり合わせへの参加排除を受けて、説明会参加申し込み及び企画提案受付期間において、指名停止期間中又は参加排除期間中にある者でないこと。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、その他、石川県の業務を行うのにふさわしくない者でないこと。

（４）石川県の県税の納税義務を有する者にあっては、当該県税全般について、企画提案書の提出日現在において未納がない者であること。

４　審査の手続き等

（１）スケジュール

項　　目	日　　程
①　実施要領のホームページでの告知、配布	令和８年４月９日（木）～４月２０日（月）
②　質問受付期間	令和８年４月９日（木）～４月１３日（月）
③　質問回答	令和８年４月１５日（水）
④　参加申込期間	令和８年４月９日（木）～４月２０日（月）
⑤　書面審査	令和８年４月２２日（水）
⑥　契約手続き	令和８年４月２２日（水）以降

（２）実施要領等の配布

①配布期間　令和８年４月９日（木）～４月２０日（金）１７時
②配布場所　いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（石川県地域振興課内）
〒920-8580 金沢市鞍月１－１
③配布方法　実施要領等は、上記②配布場所での配布及び県ホームページに掲載する。

（３）質問の受付及び回答
この実施要領及び業務委託仕様書に関する質問を次の通り受付、回答する。
①　受付期間　令和８年４月９日（木）～４月１３日（月）１７時
②提出場所　下記「７　問い合わせ先」に同じ。
③提出方法　「質問書」（様式１）により持参又は電子メールで送信すること。電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。
④回答方法　電子メールで４月１５日（水）までに回答を送信する。

（４）審査会参加申込書及び企画提案書の提出
①提出期限　令和８年４月２０日（月）１７時必着
②応募方法　持参、郵送又は電子メールによる。
電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。
③提出書類

提出書類	形式	部数	様式
ア　審査会参加申込書	Ａ４	１部	様式２
イ　企画提案書 ・企画提案の内容 ・業務実施スケジュール ・経費の概算見積書（内訳含む）	Ａ４	４部	様式任意
ウ　参考資料（組織概要、過去の実績等）	Ａ４	４部	様式任意

④提 出 先　下記「７　問い合わせ先」に同じ。
⑤留意事項　ア．一提案者（法人・団体）が複数の企画提案をすることは認めない。
イ．本審査会に係る経費は全て提案者の負担とする。
ウ．提出された書類は、一切返却しないこととする。
エ．プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないものとする。
オ．提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

（５）審査
①日　　時　令和８年４月２２日（水）
②方　　法　書面審査（各事業者から提出された提案書を審査します）
③そ の 他　公正な審査の妨げとなる恐れのある行為を行った場合は、参加資格を失うことになります。

５　審査方法

（１）審査基準

下記の評価項目に従い、提出書類及びプレゼンテーション内容の審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。

評価項目	企画提案の内容	（１） 短期移住体験で参加者の募集から体験プラン作成、現地案内までの具体的な流れについて、効果的な提案がされているか。 （３） 移住･定住を促進するための効果的な情報発信手法の提案がされているか。
	業務の実施体制及び団体の実績等	事業を円滑かつ確実に実施できる体制・スケジュールとなっているか。同様の事業の企画運営について過去の実績があるか。
	価格	事業内容の質・量ともに金額に見合ったものとなっているか。また、費用対効果が優れているか。

（２）優先交渉権者の決定

①審査会において総合的に評価し、最も優れた者を優先交渉権者とする。

なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

②選考結果通知は、別途通知する。

通知方法　応募者の代表者（担当者）宛書面にて通知

なお、審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

６　契約締結について

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、石川県財務規則に基づいて契約を締結する。

したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

７　問い合わせ先

いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（石川県地域振興課内）

住　所：〒９２０－８５８０　石川県金沢市鞍月１－１
電　話：０７６－２２５－１３１２　　ＦＡＸ：０７６－２２５－１３２８
メールアドレス：iju@pref.ishikawa.lg.jp